

令和8年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月13日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第4条（届出）
日程 5 報告第4号 農地法第5条（届出）
日程 6 報告第5号 農地法第18条（通知）
日程 7 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 8 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 9 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程10 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程11 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 報告第5号
日程 7 議案第1号
日程 8 議案第2号
日程 9 議案第3号
日程10 議案第4号
日程11 議案第5号

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
5番	永野修君	16番	飯塚治正君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君

10番 村山文雄君 19番 根本 脩君
11番 墳本典勇君

欠席委員

8番 村松清美君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐司君
農業委員会事務局長係長	坂本 証君
農業委員会事務局主査	久保田 健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、8番村松清美委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん9名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は11番墳本典勇委員、12番遠藤一行委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。議案書1ページの1件でございます。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出1件になります。農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから15ページまでの16件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号11番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第4条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第4条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第4条（届出）」について報告いたします。

議案書16ページの1件でございます。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出1件でございます。申請人は、自己住宅用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第3号 農地法第5条 (届出)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第4号「農地法第5条(届出)」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第4号「農地法第5条(届出)」について報告いたします。

議案書17ページの2件でございます。農地法第5条第1項第6号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。申請番号1番は、建売住宅用地として利用するものであります。申請番号2番は、自己住宅用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程6 報告第5号 農地法第18条 (通知)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第5号「農地法第18条(通知)」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第5号「農地法第18条(通知)」について報告いたします。

議案書18ページから19ページまでの4件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から4番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程7 議案第1号 農地法第3条 (委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査(久保田健夫君) 20ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 柴崎字下吉山、田1筆、450㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 幸田字立波、他1地区、田2筆、畑1筆、5,001㎡についてでございますが、農地の管理が困難なため、所有者からの要望により買い受けるものでございます。

申請番号3番 福田字根岸、田1筆、647㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号4番 佐倉字小池内、畑1筆、450㎡についてでございますが、受人の自宅に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 上之島字上ノ島、他2地区、田4筆、6,005㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 上須田字上須田、田5筆、1,286㎡についてでございますが、受人の耕作地に隣接しており耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号7番 下須田字六反、田7筆、4,416㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。申請番号1番について、報告いたします。

1月8日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。まず、申請番号2番について報告いたします。

1月8日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は世帯員含め500日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号3番について報告いたします。

1月8日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しております。また、コンバインに関しましては近隣農家と共同利用しております。農作業従事日数は世帯員含め250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号4番について、報告いたします。

1月8日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にネギ、大根、ハウレンソウを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号5番について、報告いたします。

1月11日に野口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター6台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番、7番について、わたくし根本より報告をいたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号6番について、報告いたします。

1月6日に高城守推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号7番について報告いたします。

1月6日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第2号 農地法第5条 (知事)

○議長 (根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第5条 (知事)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長 (坂本 証君) 22ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条 (知事)」でございます。

申請番号1番 甘田字宅地添、畑2筆、926㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は市内で農業を営んでおり、事業拡大に伴い農作業場が手狭になってきたため、新たに農作業場を建設するため申請に及んだものです。事業計画は農作業場1棟188.8㎡を建築し、取水は水道、汚水雑排水は公共下水へ接続する計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設に該当しております。

申請番号2番 上君山字十太郎、畑1筆、1,600㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 柴崎字寄居、畑1筆、451㎡についてですが、登記地目は山林であります。現況畑として使用しており、農地台帳に登録している農地であるため今回申請に及んだものであります。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域外で宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。申請人は市内の借家に居住しておりますが、子供が生まれ手狭になったことから、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て1棟76.08㎡の自己住宅を建設し、取水は水道、汚水雑排水は公共下水へ接続する計画です。

申請番号4番 月出里字新畑、畑1筆、7,874㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で、周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設。345Wパネル2,760枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインや事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 月出里字花指、畑1筆、4,841㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。345Wパネル1,380枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインや事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 月出里字花指、畑1筆、921㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号2番について、去る8日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。

申請番号3番について、去る8日、濱田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番から6番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号4番から6番について、去る8日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 24ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付7件でございます。

申請番号1番 浮島字尾島、畑1筆、1,348㎡についてですが、平成15年頃から資材置場として使用しており、撮影年月日、平成17年11月8日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 下太田字田中、田1筆、283㎡、

申請番号3番 下根本字西の台、畑1筆、257㎡、

申請番号4番 上根本字西ノ台、畑1筆、2,046㎡、

申請番号5番 下根本字作、畑1筆、870㎡、

申請番号6番 下根本字西の台、他1地区、畑2筆、1,319㎡、

申請番号7番 村田字豆薬師、畑1筆、102㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号1番について、去る8日、吉田委員と宮本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成15年頃から資材置場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号2番について、去る8日、山口委員と濱田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から6番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号3番から6番について、去る8日、川島委員と油原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号7番について、去る8日、足立委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 26ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、20件、99筆、188,966㎡、期間満了に伴う更新が、1件、1筆、2,944㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 38ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が1件、5筆、11,716㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、お配りしております議案書の採決は終了いたしました。

ここで、事務局より追加議案「稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を上程したいという動議がありました。稲敷市農業委員会会議規則第10条には、「動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議題とし、審議することができない」とあります。委員の皆様にお諮りいたします。事務局からの追加議案の上程に同意する方は、挙手をお願いいたします。

(同意者挙手)

○議長(根本 脩君) 同意多数と認めます。よって、追加議案を上程することに決定いたしました。

日程12 議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

○議長(根本 脩君) それでは、議案第6号「稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 3ページから4ページをお開き願います。

右側が現行の規則、左側が改正案となります。現行の第1条の2、「この告示において」が「この規則において」になります。言葉の違いにより訂正するものであります。

別表第2条関係ですが、現行では地区名を旧4町村名で定数を定めております。改正案では、旧4町村の地区名を細分化しております。江戸崎5地区、新利根3地区、桜川3地区、東4地区としております。定数の改正はありません。新利根太田地区の欠員補充2名を募集するための改正となります。次に、5ページから10ページの様式をお開き願います。様式1号改正案、様式2号改正案、様式3号改正案の下から3段目推薦する地区に括弧を追加となります。括弧の中に先ほど説明しました細分化した地区名を記載するものでございます。議案第6号の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり改正することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和8年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

11番 委 員 墳 本 典 勇

12番 委 員 遠 藤 一 行